

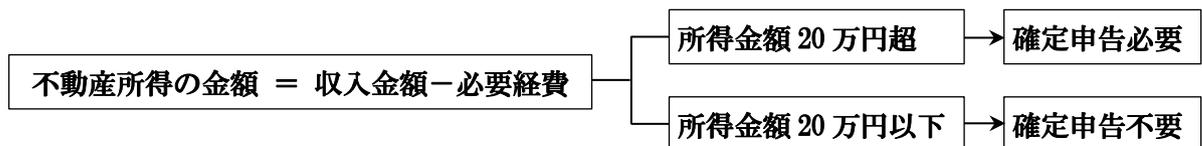
給与所得者の副業収入の確定申告は？

Q 私は公務員（給与所得者）ですが、給与収入（年間収入は税引前約 600 万円）の他に貸家収入（必要経費を差し引いた後の年間利益 20 万円）があります。確定申告をする必要がありますか？

A 結論から申し上げますと、税務署に対しての確定申告は必要ありません。
給与所得者の大部分の方は、給与の支払者が行う年末調整で所得税等の納税は完了します。しかし、給与所得者（1カ所から給与を受けている人）であっても、貸家、ガレージ等の所得（不動産所得）および副業収入、年金等（雑所得）などの所得金額が 20 万円を超えると、翌年 3 月 15 日までに給与所得とそれらの所得を合算して確定申告をしなければなりません。

※ ネットオークション、民泊、カーシェア、動画配信、家事代行、物品売買、仮想通貨等の利益も原則として事業所得や雑所得となりますので注意が必要です。

▶ 給与所得者の不動産所得および他の所得の申告

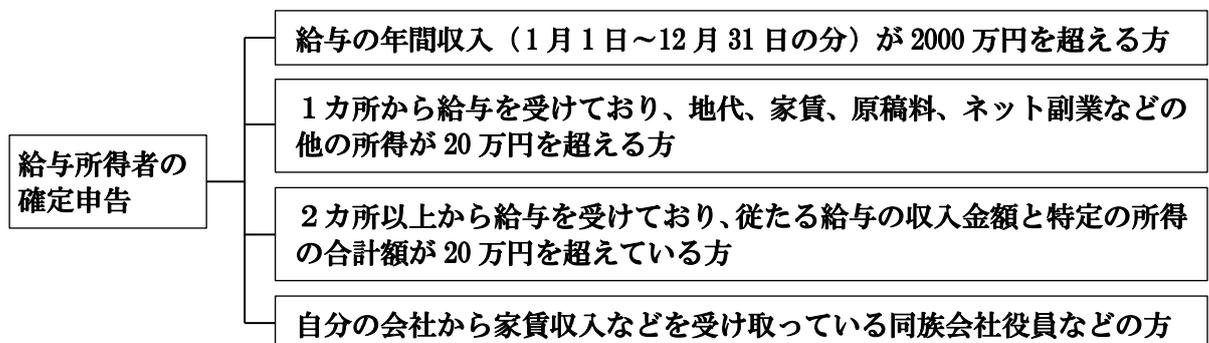


あなたの場合は、不動産所得（貸家の利益）が年間 20 万円を超えていませんので、確定申告をする必要がなく所得税等はかかりません。“1カ所から給与をもらっている給与所得者は、他の所得が 20 万円以下の場合は申告不要”です。

▶ 所得金額 20 万円の判定（1 月 1 日～12 月 31 日の期間で計算）

20 万円の判定は、所得金額のことであって収入金額ではありません。貸家収入は不動産所得となり収入金額から必要経費を差し引いて求めます。通常、不動産所得の収入金額は賃貸料、収入することの確定した礼金、権利金、更新料等で、必要経費は固定資産税、修繕費、減価償却費、借入金利子などを合計した金額です。

▶ 給与所得者で確定申告の必要な方



※ 特定の所得とは給与所得、退職所得以外の所得をいいます。

(ワンポイントアドバイス) 副業の申告を忘れずに！

※ 令和 7 年 1 月現在の税制に基づいています。今後税制改正があった場合内容が変わります。